

平成 21 年 10 月 27 日

# 資 料

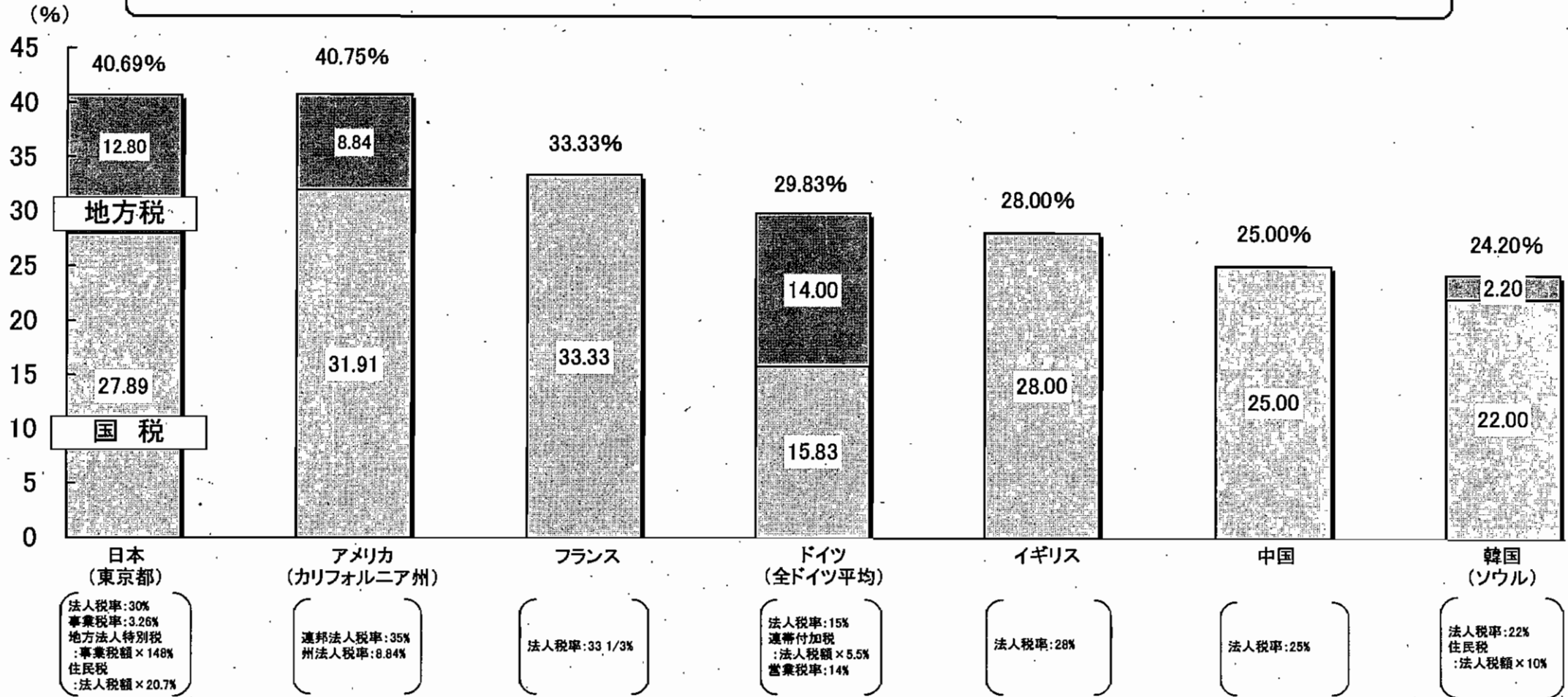
- ・ 法人の実効税率等の国際比較
- ・ 企業の開・廃業率の推移
- ・ 一人オーナー課税制度適用状況調べ

# 法人の実効税率等の国際比較

# 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2009年1月現在)

○ 我が国の法人所得課税の実効税率は、国際的に見て、米国と同程度の水準にある。

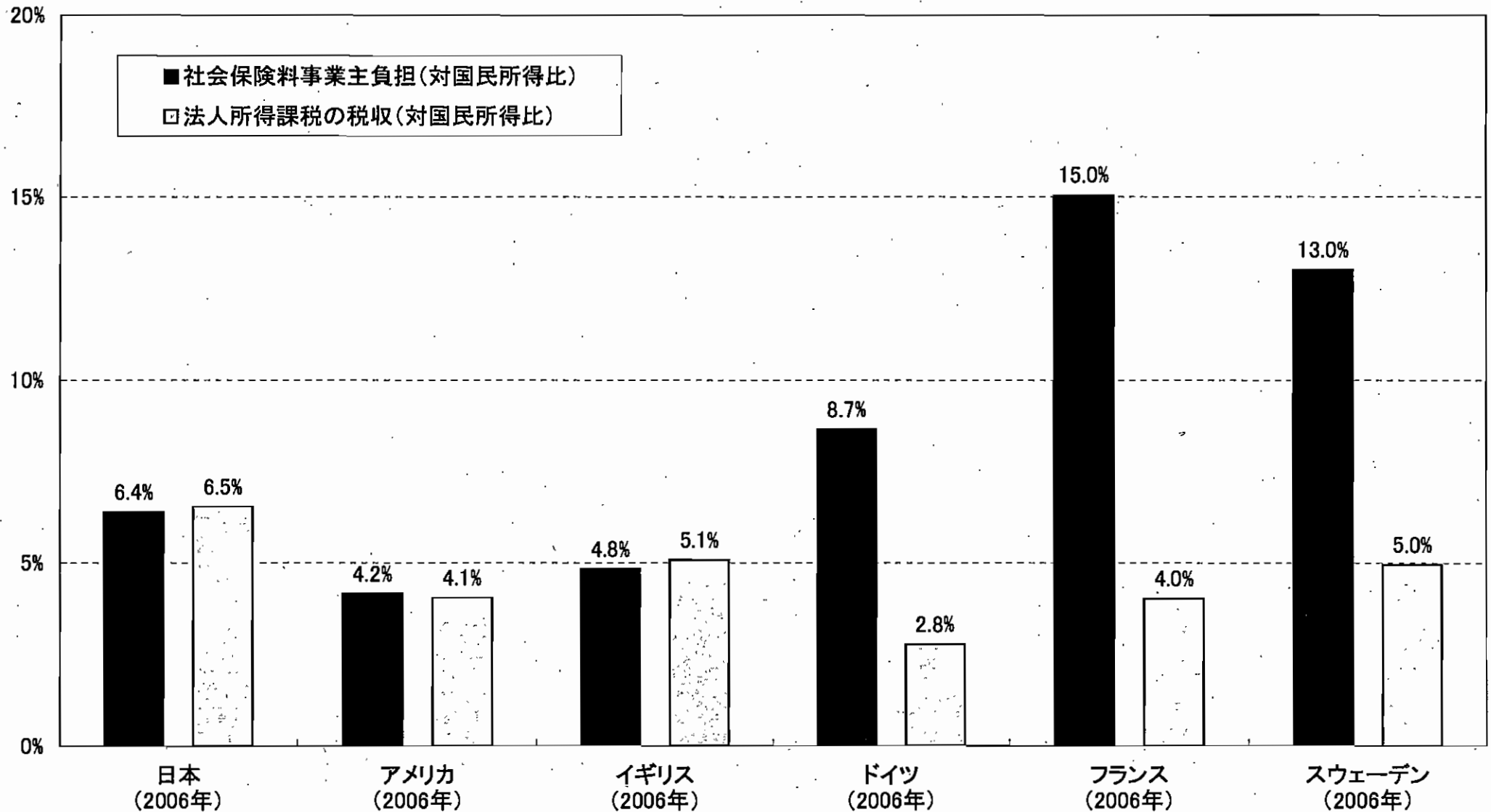


- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)等が課される。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に従い、賦課率400%(2007年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
7. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほか、に資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

# 社会保険料事業主負担及び法人所得課税の税収の国際比較(対国民所得比)

(未定稿)

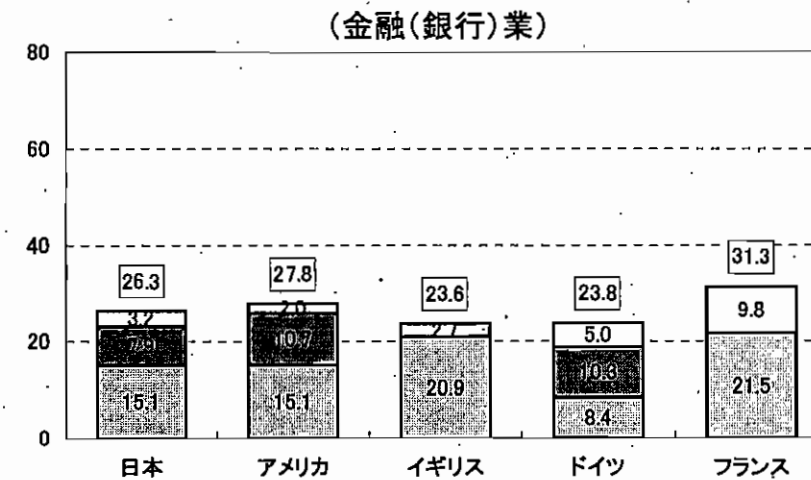
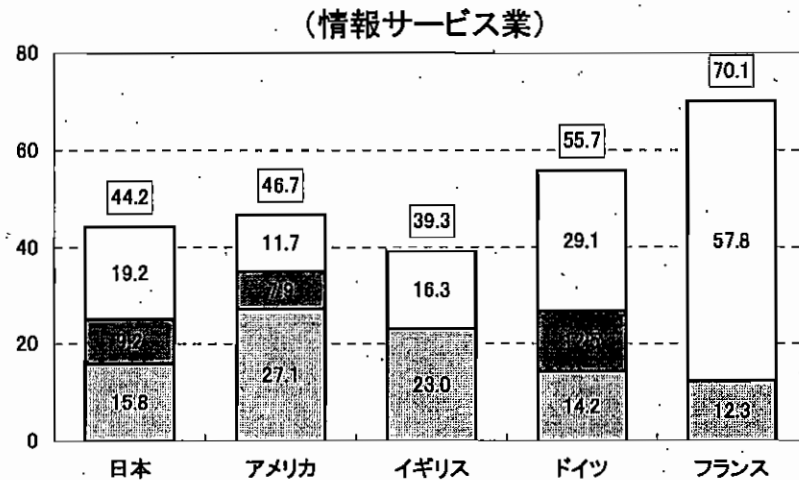
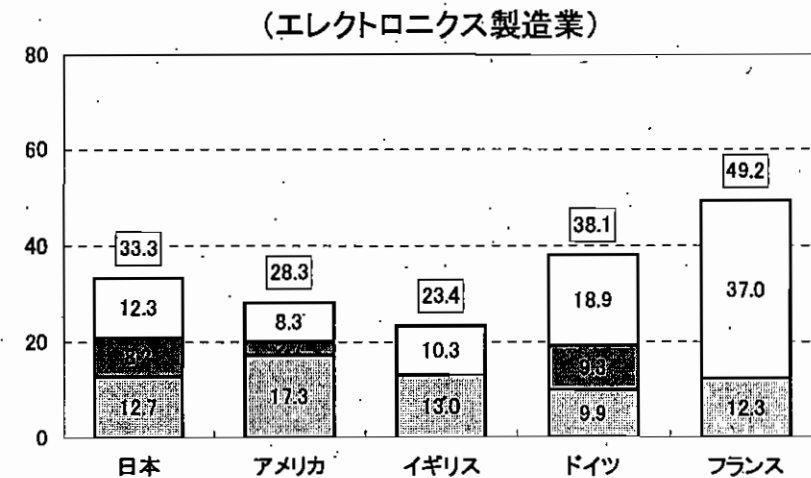
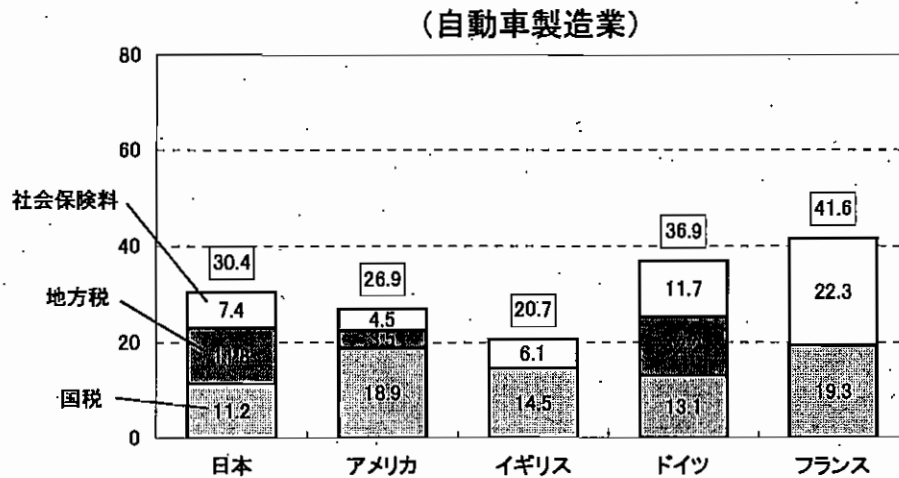
○ 我が国の社会保険料事業主負担と法人所得課税の税収をあわせてみると、国際的には、必ずしも高い水準ではない。



(注) 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。  
(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006"

# 法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査(平成18年3月)

未定稿



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

## 【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保険負担の[税引前当期利益+社会保険負担](総売上から社会保険負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテネシー州(自動車製造業)、カリフォルニア州及びニュージャージー州(エレクトロニクス製造業)、カリフォルニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 各業種における我が国の売上げ上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみなせる一時差異項目(貸倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
- 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

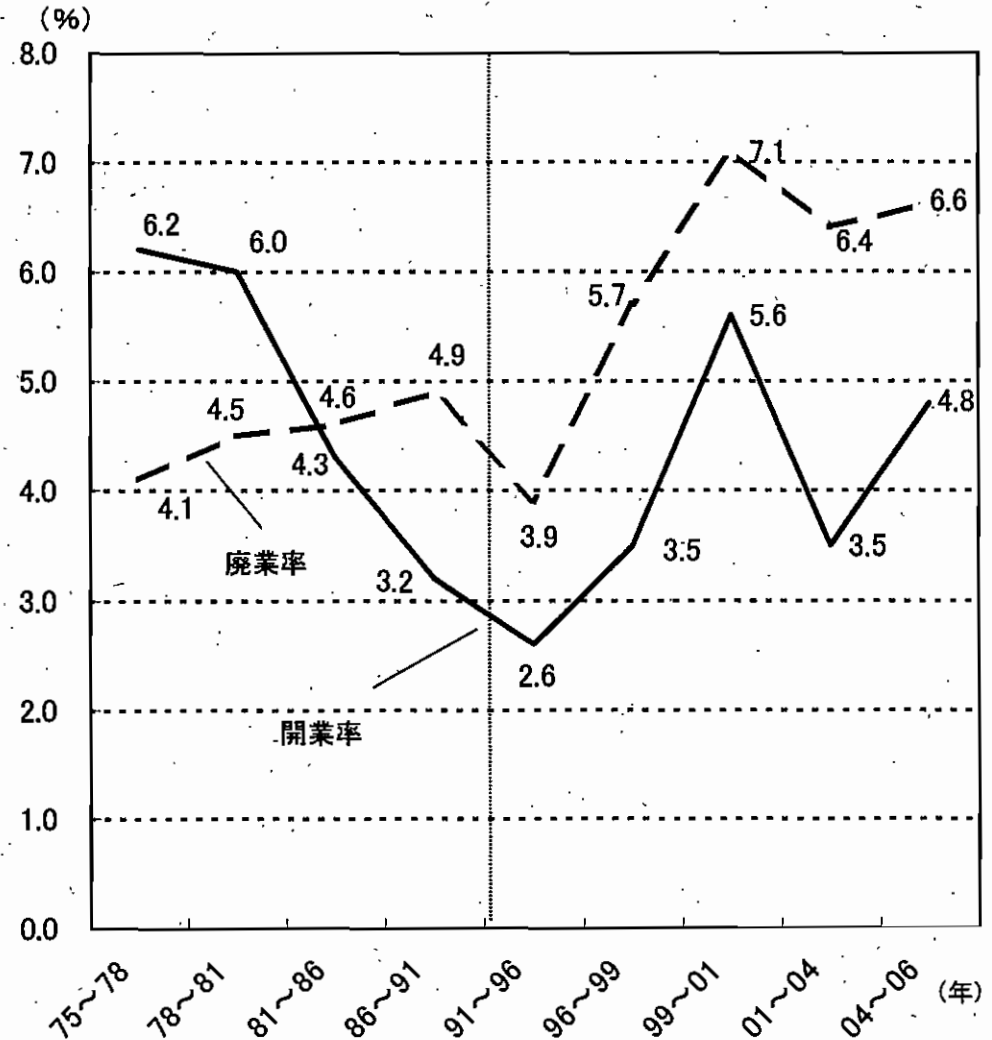
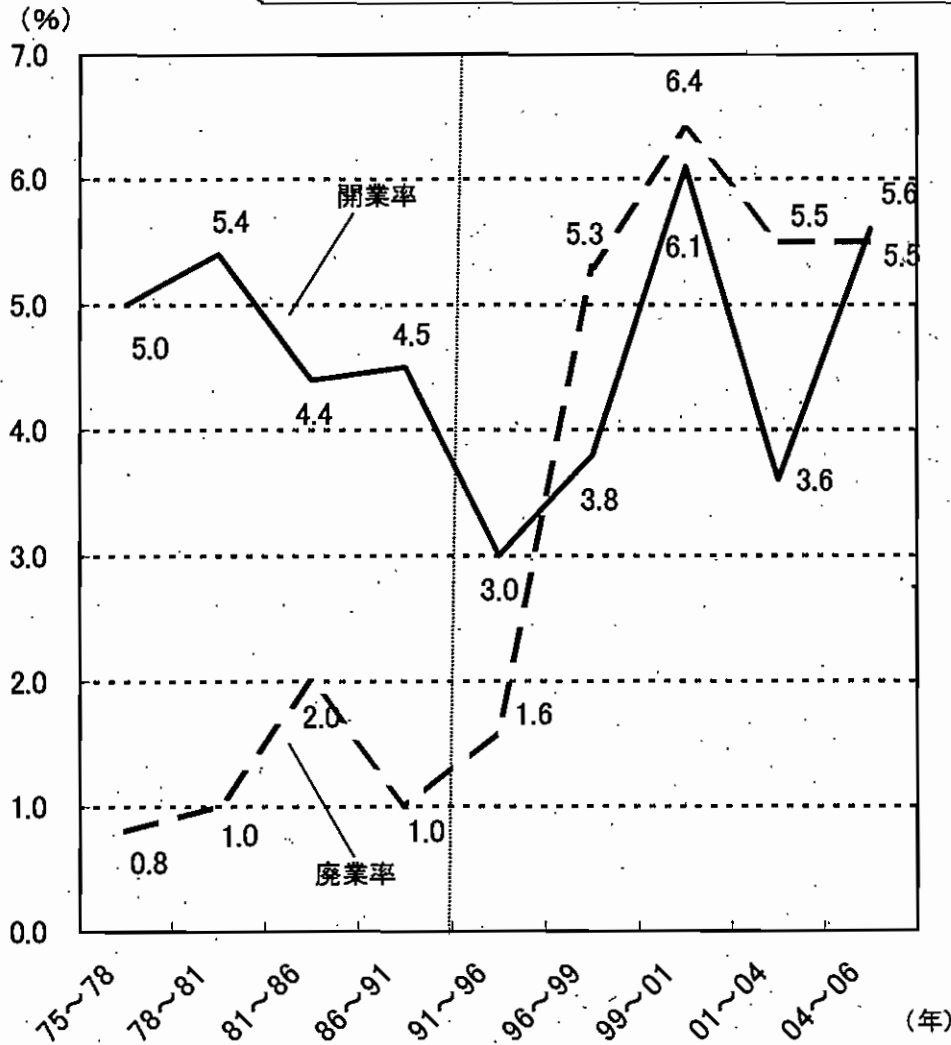
\* 前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

# 企業の開・廃業率の推移

## 会社企業の開廃業率の推移(非一次産業、年平均)

## 個人企業の開廃業率の推移(非一次産業、年平均)

- 会社企業・個人企業とも開業率は直近調査で上昇している。
- 個人企業においては廃業率が開業率を上回っている。



(備考) 開業率は、ある特定の期間において、「[1]新規に開設された事業所(または企業)を年平均にならした数」の「[2]期首において既に存在していた事業所(または企業)」に対する割合であり、[1]/[2]で求める。廃業率も同様である。

(出所) 中小企業庁「中小企業白書」、総務省「事業所・企業統計調査」

# 一人一課税制度適用状況調べ



## 一人オーナー会社課税制度の適用状況等

### ○ 本制度により納税額が増加した法人数等

適用除外基準 (基準所得金額)	法人数	税 額
1,600万円	9.3万社	672億円

(備考)平成19年度分の会社標本調査等のデータを基にした推計

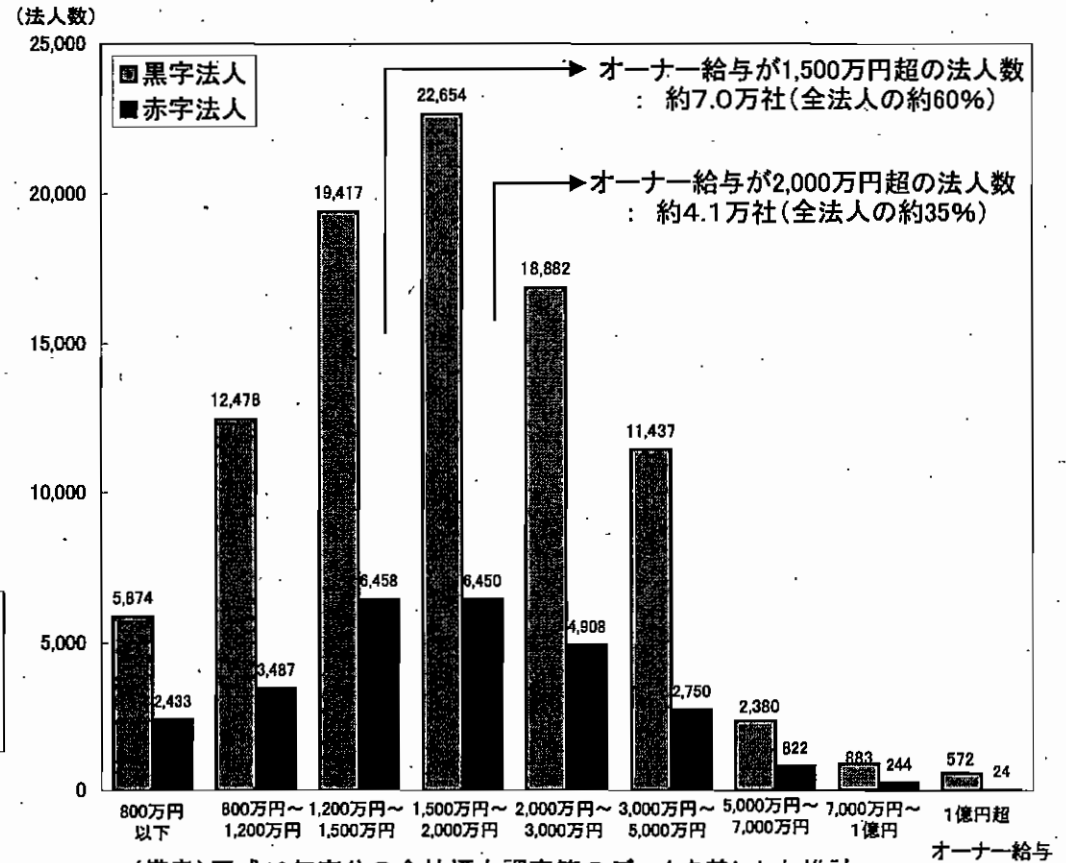
#### (参考)制度導入時の推計

	適用除外基準	法人数	税額
制度導入時 (18年度)の推計	800万円	5~6万社	290億円
要件緩和時 (19年度)の推計	1,600万円	2~3万社	160億円
過去に実施したサンプル調査に基づく推計			
19年3月決算法人	800万円	11.7万社	—
20年3月決算法人	1,600万円	5.6万社	—

**【参考データ】**  
 本調査における適用対象法人のオーナー給与の中位数  
1680万円

### ○ 適用会社におけるオーナー給与の水準

	適用法人数	オーナー給与 平均額	オーナー給与 最高額
黒字法人	9.3万社	2,048万円	3億8,200万円
赤字法人	2.8万社	1,926万円	3億6,000万円
全 体	12.0万社	2,020万円	



(備考)平成19年度分の会社標本調査等のデータを基にした推計

## 一人オーナー会社課税の適用状況の推計について

平成 19 年度分の会社標本調査等のデータをもとに、本制度の適用対象となっている法人の数、所得(基準所得・法人所得・オーナー給与)の分布、本制度の適用に伴う税額の増加額を推計。

### ○ 会社標本調査

- ・ 目的 : 我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実体を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすること
- ・ 調査対象法人 : 内国普通法人(休業及び清算中の法人等を除く。)
- ・ 調査対象事業年度 : 4月1日から翌年3月31日までの間に終了する各事業年度
- ・ 調査方法 : 資本金階級別・業種別等に一定の抽出率に基づき標本法人を抽出。税務署に提出された法人税の確定申告書等に基づき、税務署及び国税局において調査該当箇所を調査票に入力し、国税庁が集計し、公表。

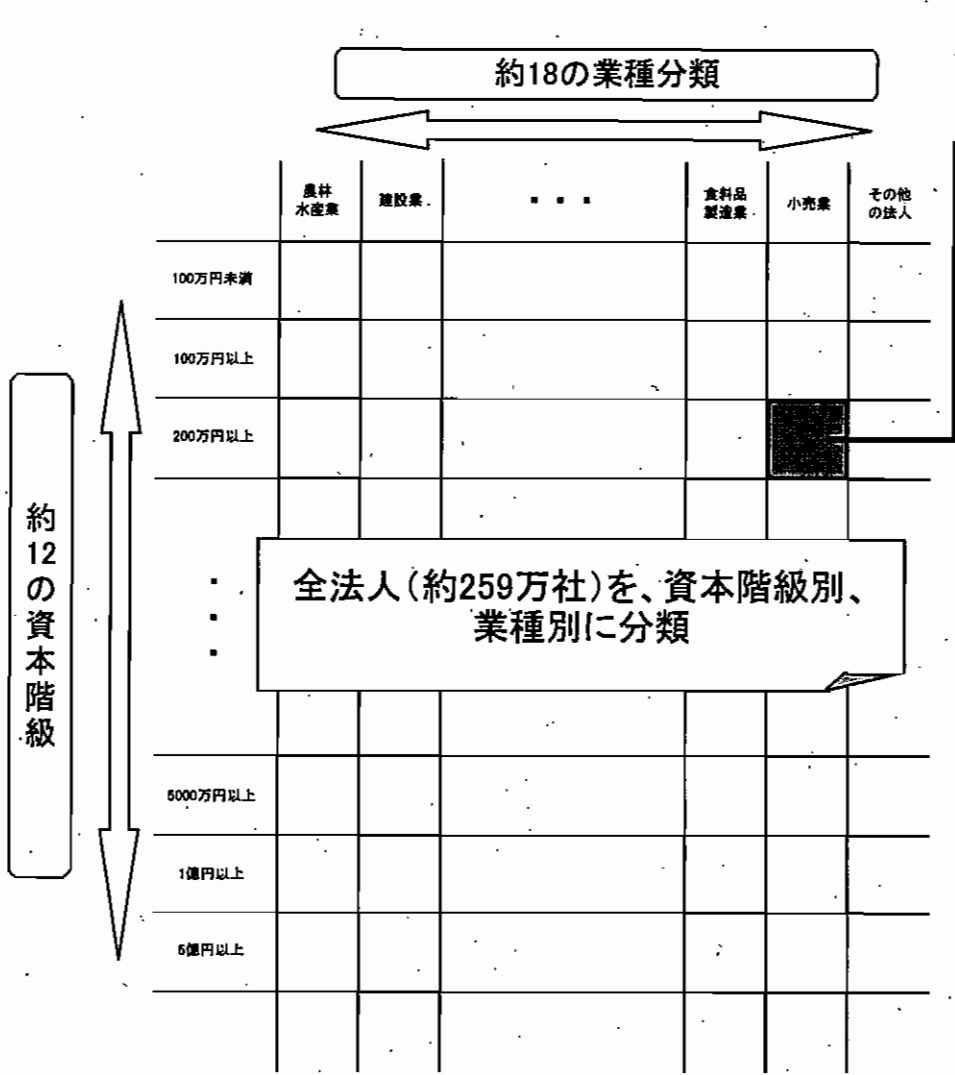
(注)平成 19 年度分の標本法人数は 51,942 社。

(参考) 主な資本金階級別等の平均抽出率		
資本金	～ 500万円未満	1.4%
	～ 1,000万円未満	1.3%
	～ 5,000万円未満	1.2%
	～ 1億円未満	5.3%
	～ 10億円未満	7.5%
	～ 10億円以上	100%

### ○ 一人オーナー会社課税の適用状況の推計

- ・ 上記の会社標本調査の手続きにあわせて、平成 19 年度分の会社標本調査における標本法人(51,942 社)の確定申告書の中から、本制度の適用対象となっている標本法人(3,011 社)に係る関係数値(①損金不算入額、②オーナー給与支給額、③基準所得金額)を調査。
- ・ 上記の結果を会社標本調査の統計的手法に基づき、全国ベースに引き直して集計。

# 一人オーナー会社課税制度の適用実態調査の手法 (イメージ)



各区分における適用対象法人数の推計(例)

- 区分ごとに該当する法人数 … (A)  
(参考) 全法人数は、約259万4000社
- 区分ごとの抽出率 … (B)
- 区分ごとのサンプル数 … (C) = (A) × (B)  
(参考) サンプル法人総数 : 51,492法人 (無作為抽出)
- サンプル法人の確定申告書から関係数値を収集
- 区分ごとのサンプル法人(C)のうち、本制度の適用対象法人数 … (D)  
(参考) 適用を受けたサンプル法人の数 : 3,011法人
- 区分ごとに対象法人数を復元(推計) … (E)  
(E) = (D) × [(B)の逆数]

(参考)  
資本金10億円以上の法人は、全数を調査対象としているため、その調査結果は、適用実数そのものとなっている。

全国ベースの適用対象法人数の推計(例)

上記の推計によって得られた区分ごとの対象法人を合計することにより、全国ベースでの適用対象法人を算出。

# 一人一社課税制度の適用状況 (詳細)

損金不算入額

(金額:百万円)

利欠	資本金階級	法人数	損金不算入額の合計
利 01	100万円未満	164	402
利 02	100万円以上	118	270
利 03	200万円以上	18,142	46,307
利 04	500万円以上	7,180	18,152
利 05	1000万円以上	43,793	112,611
利 06	2000万円以上	17,043	44,388
利 07	5000万円以上	5,238	15,258
利 08	1億円以上	886	2,576
利 09	5億円以上	7	23
利 10	10億円以上	6	23
利 11	50億円以上	2	30
利 12	100億円以上	0	0
利	合計	92,577	240,040
欠 01	100万円未満	12	27
欠 02	100万円以上	17	40
欠 03	200万円以上	7,666	19,908
欠 04	500万円以上	1,917	4,390
欠 05	1000万円以上	12,199	32,083
欠 06	2000万円以上	4,810	12,259
欠 07	5000万円以上	850	2,290
欠 08	1億円以上	102	291
欠 09	5億円以上	0	0
欠 10	10億円以上	3	12
欠 11	50億円以上	0	0
欠 12	100億円以上	0	0
欠	合計	27,576	71,300
計 01	100万円未満	176	429
計 02	100万円以上	133	310
計 03	200万円以上	25,808	66,215
計 04	500万円以上	9,097	22,542
計 05	1000万円以上	55,992	144,694
計 06	2000万円以上	21,853	56,647
計 07	5000万円以上	6,088	17,548
計 08	1億円以上	988	2,867
計 09	5億円以上	7	23
計 10	10億円以上	9	35
計 11	50億円以上	2	30
計 12	100億円以上	0	0
計	合計	120,153	311,340

業務主幹役員給与支給額

(金額:百万円)

利欠	資本金階級	法人数	給与額の合計
利 01	100万円未満	164	2,654
利 02	100万円以上	118	1,822
利 03	200万円以上	18,142	359,487
利 04	500万円以上	7,180	126,574
利 05	1000万円以上	43,793	892,822
利 06	2000万円以上	17,043	347,072
利 07	5000万円以上	5,238	138,761
利 08	1億円以上	886	25,240
利 09	5億円以上	7	214
利 10	10億円以上	6	289
利 11	50億円以上	2	659
利 12	100億円以上	0	0
利	合計	92,577	1,895,693
欠 01	100万円未満	12	268
欠 02	100万円以上	17	258
欠 03	200万円以上	7,666	150,141
欠 04	500万円以上	1,917	27,712
欠 05	1000万円以上	12,199	241,031
欠 06	2000万円以上	4,810	88,624
欠 07	5000万円以上	850	19,927
欠 08	1億円以上	102	2,861
欠 09	5億円以上	0	0
欠 10	10億円以上	3	131
欠 11	50億円以上	0	0
欠 12	100億円以上	0	0
欠	合計	27,576	530,984
計 01	100万円未満	176	2,922
計 02	100万円以上	133	2,180
計 03	200万円以上	25,808	509,628
計 04	500万円以上	9,097	154,286
計 05	1000万円以上	55,992	1,133,853
計 06	2000万円以上	21,853	435,696
計 07	5000万円以上	6,088	158,688
計 08	1億円以上	988	28,131
計 09	5億円以上	7	214
計 10	10億円以上	9	420
計 11	50億円以上	2	659
計 12	100億円以上	0	0
計	合計	120,153	2,426,677

前三年基準所得金額

(金額:百万円)

利欠	資本金階級	法人数	前三年の合計
利 01	100万円未満	168	22,318
利 02	100万円以上	89	4,557
利 03	200万円以上	17,850	713,736
利 04	500万円以上	8,957	237,434
利 05	1000万円以上	43,649	3,173,022
利 06	2000万円以上	18,710	1,107,577
利 07	5000万円以上	5,238	717,713
利 08	1億円以上	872	345,050
利 09	5億円以上	7	238
利 10	10億円以上	6	3,138
利 11	50億円以上	2	12,353
利 12	100億円以上	0	0
利	合計	91,538	6,337,135
欠 01	100万円未満	12	506
欠 02	100万円以上	17	-1,858
欠 03	200万円以上	7,666	232,900
欠 04	500万円以上	1,917	61,607
欠 05	1000万円以上	12,199	454,292
欠 06	2000万円以上	4,810	193,492
欠 07	5000万円以上	850	58,999
欠 08	1億円以上	102	12,759
欠 09	5億円以上	0	0
欠 10	10億円以上	3	1,765
欠 11	50億円以上	0	0
欠 12	100億円以上	0	0
欠	合計	27,576	1,018,177
計 01	100万円未満	170	22,824
計 02	100万円以上	106	6,415
計 03	200万円以上	25,616	946,636
計 04	500万円以上	8,874	299,041
計 05	1000万円以上	55,848	3,627,314
計 06	2000万円以上	21,520	1,301,069
計 07	5000万円以上	6,088	776,712
計 08	1億円以上	974	357,809
計 09	5億円以上	7	238
計 10	10億円以上	9	4,903
計 11	50億円以上	2	12,353
計 12	100億円以上	0	0
計	合計	119,114	7,355,312

当年度基準所得金額

(金額:百万円)

利欠	資本金階級	法人数	当年度の合計
利 01	100万円未満	6	170
利 02	100万円以上	27	842
利 03	200万円以上	292	40,985
利 04	500万円以上	223	8,867
利 05	1000万円以上	144	6,978
利 06	2000万円以上	333	34,941
利 07	5000万円以上	0	0
利 08	1億円以上	14	555
利 09	5億円以上	0	0
利 10	10億円以上	0	0
利 11	50億円以上	0	0
利 12	100億円以上	0	0
利	合計	1,039	93,338
欠 01	100万円未満	0	0
欠 02	100万円以上	0	0
欠 03	200万円以上	0	0
欠 04	500万円以上	0	0
欠 05	1000万円以上	0	0
欠 06	2000万円以上	0	0
欠 07	5000万円以上	0	0
欠 08	1億円以上	0	0
欠 09	5億円以上	0	0
欠 10	10億円以上	0	0
欠 11	50億円以上	0	0
欠 12	100億円以上	0	0
欠	合計	0	0
計 01	100万円未満	6	170
計 02	100万円以上	27	842
計 03	200万円以上	292	40,985
計 04	500万円以上	223	8,867
計 05	1000万円以上	144	6,978
計 06	2000万円以上	333	34,941
計 07	5000万円以上	0	0
計 08	1億円以上	14	555
計 09	5億円以上	0	0
計 10	10億円以上	0	0
計 11	50億円以上	0	0
計 12	100億円以上	0	0
計	合計	1,039	93,338

## 一 人才一 一 会社課税制度適用状況 (才一 一 給与支給額階級別)

【利益計上法人】

【単位：百万円】

給与額区分	法人数	務主宰役員給与支給額	損益不算入額
800万以下	5,874	28,232	7,417
800万超1200万以下	12,478	127,265	25,974
1200万超1500万以下	19,417	251,905	44,245
1500万超2000万以下	22,654	390,524	56,136
2000万超3000万以下	16,882	398,528	46,907
3000万超5000万以下	11,437	414,981	39,187
5000万超7000万以下	2,380	137,348	10,430
7000万超1億以下	883	73,568	5,160
1億超	572	73,341	4,584
合計	92,577	1,895,693	240,040
最高給与額	3億8200万円 資本階級：50万円		

【欠損法人】

【単位：百万円】

給与額区分	法人数	務主宰役員給与支給額	損益不算入額
800万以下	2,433	13,446	3,821
800万超1200万以下	3,487	35,073	7,563
1200万超1500万以下	6,458	84,892	15,138
1500万超2000万以下	6,450	112,529	16,547
2000万超3000万以下	4,908	119,435	14,120
3000万超5000万以下	2,750	91,464	8,694
5000万超7000万以下	822	45,491	3,672
7000万超1億以下	244	23,132	1,428
1億超	24	5,522	317
合計	27,576	530,984	71,300
最高給与額	5000万円 資本階級：5000万円超7000万円		

【合計】

【単位：百万円】

給与額区分	法人数	務主宰役員給与支給額	損益不算入額
800万以下	8,307	41,678	11,238
800万超1200万以下	15,965	162,338	33,537
1200万超1500万以下	25,875	336,797	59,383
1500万超2000万以下	29,104	503,053	72,683
2000万超3000万以下	21,790	517,963	61,027
3000万超5000万以下	14,187	506,445	47,881
5000万超7000万以下	3,202	182,839	14,102
7000万超1億以下	1,127	96,700	6,588
1億超	596	78,863	4,901
合計	120,153	2,426,677	311,340
最高給与額	3億8200万円 資本階級：50万円		

(参考) 一人一課税制度の導入当時の東京税理士会の適用法人の推計

会員の税理士に対して、関与法人における本制度の適用対象になると見込まれる法人数割合をアンケート調査。当該割合を、全国の税理士関与法人に適用する(乗じる)ことにより、適用対象見込み法人を算出。

平成18年2月27日(日) 衆・財委 鷲尾 英一 氏(民) 提出資料

東京税理士会のアンケート

影響を受ける既存の法人数: 62万社(全法人数 255万社)

アンケート実施期間: 平成17年12月19日～平成18年2月8日

アンケート回答者: 824名の税理士(東京税理士会の会員)

設問1

あなたの全法人顧問先の中でオーナー及びその同族関係者の持ち株比率が90%以上の法人の割合はどのくらいか?

→ 76.33%(平均値)

設問2

17に閣議決定された平成18年度税制改正の要綱で増税となる法人の割合は、貴事務所が関与する全法人顧問先のうちどのくらいか?

30.00%(平均値)

東京税理士会による適用法人の推計方法の概要(注)

- ① 東京税理士会の会員の税理士(824名)に対して行ったアンケート結果(左記)に基づき、『本制度により増税となる法人の割合』の平均値を算出。

→ 約30.00%(平均値) … (1)

- ② ①の結果を全国の税理士会関与法人(見込み)に乗じる。

全国における税理士関与法人割合 : 約82% … (2)

※ 日本税理士会連合会が行った税理士実態調査による。

《計算式》

255万社 × 82% × 30.00% = 約62万7300社

(注) 東京税理士会の推計は、制度導入当時(適用除外基準が基準所得金額800万円時)のもの